

## 廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金取扱要領

### (通則)

第1条 廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱（平成24年1月30日。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (事業の内容)

第2条 本事業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による汚染状況のモニタリング及び特に福島県内において大量に発生している特定一般廃棄物、特定産業廃棄物等の8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に推進するために必要な安全対策等の事業を行うものとする。

### (事業実施主体)

第3条 本事業の事業実施主体は、それぞれ次に掲げる者とする。

一 要綱第4条第1項第1号の事業

特措法第16条第1項第4号に掲げる者及び特措法第24条第1項又は同条第2項に該当する地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び廃棄物処理センター

二 要綱第4条第1項第2号の事業

福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行う地方公共団体、廃棄物処理センター及び産業廃棄物処理業者

三 要綱第4条第1項第3号の事業

福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行う地方公共団体、廃棄物処理センター及び産業廃棄物処理業者

### (事業の委託)

第4条 事業実施主体は、事業の実施に当たり、事業の一部を事業実施主体が適切と認める者に委託することができるものとする。なお、その際は、事業実施主体は要綱第6条の規定による交付決定に際して付された条件を付して契約しなければならない。

2 事業実施主体から事業の委託を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に違反しない場合であって、書面により事業実施主体の承諾を得た場合を除き、その事業を第三者に再委託することはできない。

### (補助対象となる廃棄物の範囲)

第5条 本事業の補助対象となる廃棄物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 廃棄物の発生経緯等から、事故由来放射性物質によって汚染されていることが明らかであ

ること。

二 従来、事故由来放射性物質による汚染の影響により、処理が困難な廃棄物であること。

(補助対象経費の範囲)

第6条 要綱第4条第1項第1号で定める事業の補助金の対象範囲については、地方公共団体又は廃棄物処理センターが外部検査機関に環境省が定める省令及び廃棄物関係ガイドラインに適合した測定方法による測定を依頼し、当該測定費用を外部検査機関に対して支払う経費（振込手数料は除く。）とする。

2 要綱第4条第1項第2号及び同第3号の事業で定める事業の補助金の対象範囲については、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を安全かつ適正に行うために追加的に必要となった経費に限るものとし、当該廃棄物が事故由来放射性物質により汚染されていない場合に通常必要となる費用は含まないものとする。

3 本事業で導入する機械・器具及び備品等については、原則としてレンタル又はリースによるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、購入によることができる。

一 レンタル又はリースよりも購入した方が安価な場合

二 当該物品等の取扱業者がなく、レンタル又はリースによる導入が難しい場合

4 本事業において、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に伴って発生した廃棄物（梱包資材等）の処理費については、補助対象とすることができる。

5 本事業において、8,000Bq/kg以下の廃棄物と思料されるものの処理を行うために実施した放射能濃度の調査の結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超えた場合の当該調査に要する費用については、補助対象とすることができる。

(補助対象外の経費)

第7条 要綱第4条第1項第1号で定める事業について、次の各号に該当する経費は補助対象から除外するものとする。

一 地方公共団体又は廃棄物処理センターが自ら行った測定に要する経費

二 国、地方公共団体、民間団体その他から他の補助金等を受けている、又は、受けることを予定している経費

三 環境省が定める省令及び廃棄物関係ガイドラインに適合しない測定方法による経費

2 要綱第4条第1項第2号及び同第3号で定める事業について、次の各号に該当する事業又は経費は補助対象から除外するものとする。

一 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分の方針が明確でない事業

二 8,000Bq/kg以下の廃棄物の焼却等により生じた事故由来放射性物質であるセシウム134についての放射能濃度及びセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg超の焼却灰等の保管・処理経費

三 8,000Bq/kg以下の廃棄物と混焼等をした通常の廃棄物の処理に係る経費

四 地方公共団体の人件費等の固定費及びパソコン、デジタルカメラ等汎用品の購入費

五 当該補助金の申請を行うために要した経費

六 既に処理等を終えている8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に係る経費

## 七 廃棄物の処理施設の新設に伴う経費

(基準額)

第8条 別表第2における大臣が別に定める基準額は以下の表のとおりとする。

調査項目	基準額
① ばいじん及び焼却灰 その他の燃え殻	1回につき10万円。ただし、廃棄物として排出される形態が異なる場合においては、それぞれの廃棄物の測定費用について、1回につき10万円。
② 排ガス	1回につき20万円。ただし、焼却炉が複数炉ある場合にそれぞれの焼却炉の排出口が独立して存在する場合は、それぞれの排出口の排ガスの測定費用について、1回につき20万円。
③ 放流水（排水口）	1回につき10万円。ただし、処分に伴い生じた排水を放流する場合にあって、当該放流水の排水口が複数ある場合は、それぞれの排水口の測定費用について、1回につき10万円。
④ 周縁地下水等	埋立処分開始前の測定費用については、1回分10万円。埋立処分開始後の測定費用については、1回につき10万円。
⑤ 放流水（埋立地）	1回につき10万円
⑥ 周縁地下水	埋立処分開始前の測定費用については、1回分10万円。埋立処分開始後の測定費用については、1回につき10万円。
⑦ 浸透水	1回につき10万円

(補助限度額)

第9条 要綱第4条第1項第1号で定める事業について、補助金の補助対象経費の補助限度額は、要綱別表第2に定める調査項目毎の基準額により算定した額を合計した額とする。ただし、それぞれの該当する調査項目に係る実支出額がそれぞれの該当する調査項目の基準額より少ないときは、その実支出額とし、それぞれ算定した額を合計した額とする。

2 要綱別表第1のI. 1. の「補助限度額」に掲げる「検査機関に支払う1回分の測定費用」とは、測定対象である廃棄物が排出される形態が異なる場合は、それぞれ（ばいじん、焼却灰等ごと）の測定費用の1回分の総額とする。

3 要綱別表第1のI. 2. 及び3. の「補助限度額」に掲げる「検査機関に支払う1回分の測定費用」とは、測定対象である排出口又は排水口が複数ある場合は、それぞれの測定費用の1回分の総額とする。

4 要綱別表第2の④又は⑥における埋立処分開始前に行う測定費用については、要綱第5条により、補助申請をする際に、埋立処分開始後に行う測定費用と合計した金額を補助申請することとし、要綱第6条により、補助金を決定する際の補助限度額は、埋立処分開始後と埋立処分開始前の測定費用の合計した金額とする。

(交付の申請)

第 10 条 要綱第 5 条の規定による交付申請書を大臣等に提出する際に、委託した検査機関が発行する検査結果を示す書類（以下「検査報告書」という。）が、当該年度 3 月末までに補助事業者に提出されないことがあらかじめ明らかなものについては、その測定費用の全部または一部については、当該年度の補助対象経費としない。ただし、翌年度において、翌年度の補助申請を行う際に当該測定費用の全部または一部にかかるものについて、検査報告書が添付できるものについては、翌年度において補助対象経費として補助申請ができるものとする。

（助成措置）

第 11 条 国は、予算の範囲内で、要綱第 4 条に定める事業に要する経費であって、要綱別表 1 に掲げるものについて、事業実施主体に対して補助するものとする。

（留意事項）

第 12 条 事業実施主体は、環境省令第 14 条で定める 8,000Bq/kg 以下の基準の趣旨や特措法第 24 条で定める維持管理基準について十分に理解を深めるとともに、本事業を通じて十分な安全対策を講じ、施設等の周辺住民や作業員等の理解を醸成することにより、独自に 8,000Bq/kg より低い放射能濃度での受け入れ基準等を設けることのないよう努めること。

2 事業実施主体は、要綱第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業で定める事業について、8,000Bq/kg 以下の廃棄物と思料されるものの処理を行うために実施した放射能濃度の調査の結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が 8,000Bq/kg を超えることが確認されたときは、当該廃棄物は特別な管理が必要な程度に汚染された廃棄物として取り扱うことが必要であることから、速やかに国へ報告し、関係法令に基づき必要な処置を講じること。

3 事業実施主体は、本事業を円滑に推進するため、環境省及び関係地方公共団体と緊密に連携するものとする。

4 事業実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 30 日より施行する。